

## 津島市の人事行政の運営の状況を公表します。

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。

### ○令和4年度における津島市の人事行政の運営等の状況について

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

##### (1) 令和4年度における職員の任免の状況

職種	令和4年 4月1日現在	退職者数	採用者数	令和5年 4月1日現在
一般事務職	357人 (8人)	16人 (2人)	8人 (1人)	349人 (7人)
保育職	33人 (1人)	5人 (0人)	1人 (0人)	29人 (1人)
消防職	78人 (0人)	1人 (0人)	1人 (0人)	78人 (0人)
栄養士	1人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	1人 (0人)
技能労務職	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
医師	59人 (0人)	17人 (0人)	24人 (0人)	66人 (0人)
医療技術職	109人 (1人)	5人 (1人)	4人 (0人)	108人 (0人)
保健師	18人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	18人 (1人)
助産師・看護師	300人 (4人)	26人 (1人)	27人 (3人)	301人 (6人)
合計	955人 (15人)	70人 (4人)	65人 (4人)	950人 (15人)

備考 採用者数は、令和4年4月2日から令和5年4月1日に採用した人数です。

( )内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

##### (2) 職員数（各年4月1日現在）

区分	令和4年	令和5年	増減	主な増減理由
一般行政部門	議会	5人	5人	0人
	総務	89人	87人	▲2人 (減)会計年度任用職員への振替
	税務	28人	25人	▲3人 (減)欠員不補充
	民生	92人	83人	▲9人 (減)欠員不補充及び科目付替えによる区分異動
	衛生	58人	52人	▲6人 (減)業務量の減少
	農林水産	3人	3人	0人
	商工	7人	8人	1人 (増)業務量の増加
	土木	29人	29人	0人
小計		311人 (7人)	292人 (8人)	▲19人 (1人)
特別行政部門	教育	30人	31人	1人 (増)業務量の増加
	消防	77人	77人	0人
	小計	107人 (1人)	108人 (1人)	1人 (0人)
会計部門	病院	483人	488人	5人
	水道	10人	11人	1人
	下水道	8人	8人	0人
	その他	36人	43人	7人
	小計	537人 (7人)	550人 (6人)	13人 (▲1人)

合 計	955人 (15人)	950人 (15人)	▲5人 (0人)	
-----	---------------	---------------	-------------	--

- 備考 1 職員数は、各部門に所属する一般行政職及び各専門職の職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 部門の区分は、総務省が実施する地方公共団体定員管理調査に基づく区分です。
- 3 特別行政部門とは、教育部門および消防部門です。また、公営企業等会計部門とは、病院部門および上下水道部門です。
- 4 ( )内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算額）

住民基本台帳人口 (令5.1.1)	歳 出 額 A	人 件 費 B		人件費率 (B / A)
		うち職員給与費		
60,335人	24,182,354千円	3,679,195千円	2,400,725千円	15.2%

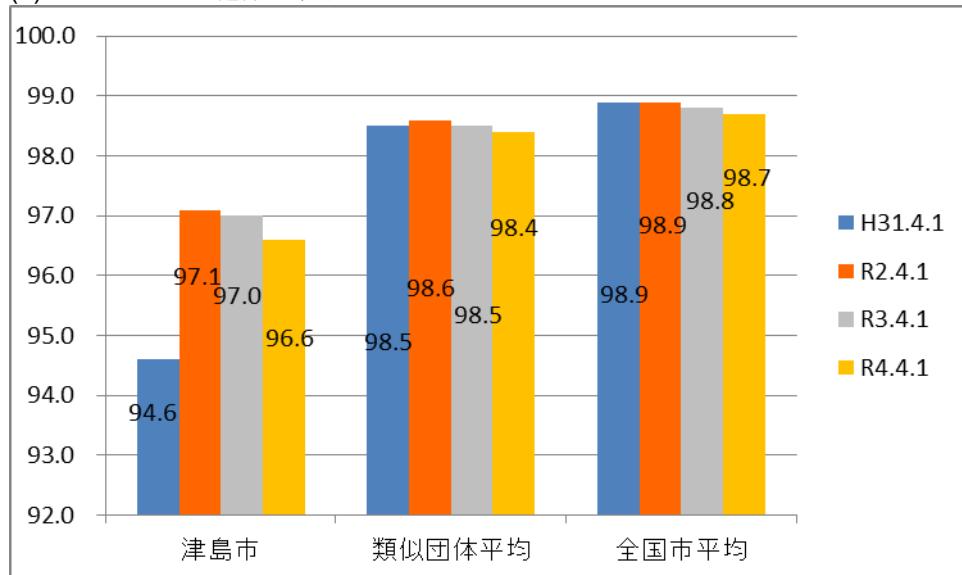
備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算額）

職員数 A	給 与 費				一人あたり 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
407人	1,480,507千円	336,937千円	583,281千円	2,400,725千円	5,899千円

- 備考 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、公営企業会計関係事業（水道事業等）及び特別会計事業（介護保険事業等）に係る職員以外の職員の数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体の拉斯パイレス指数を単純平均したものです。

### (4) 一般行政職の初任給の状況及び経験年数別・学歴別平均給料（令和4年4月1日現在）

区 分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	188,700円	285,500円	360,300円
高校卒	154,900円	—	—

(注) 個人が特定される項目については公表しておりません。

(5) 代表的な職種の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	311,500円	398,219円	42.5歳

備考 平均給与月額は、令和4年4月分の給料及び職員手当（期末・勤勉手当を除く。）の合計を令和4年4月の職員数で除したものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事(相困) 技師(相困)	主査	統括主任	補佐	課長 主幹	次長 課長(相困)	部長	
職員数	25人	60人	92人	66人	26人	16人	15人	9人	309人
構成比	8.1%	19.4%	29.8%	21.4%	8.4%	5.2%	4.8%	2.9%	100.0%

備考 1 津島市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 相困とは相当困難な業務を処理する職務です。

(7) 一般行政職の昇給期間短縮の状況

令和4年度は、普通昇給期間を短縮して昇給した職員はありません。

(8) 主な職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

①期末・勤勉手当

区分	期末	勤勉
6ヶ月期	1.2月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)
12ヶ月期	1.2月分 (0.675月分)	1.05月分 (0.5月分)
計	2.4月分 (1.35月分)	2.0月分 (0.95月分)

職制上の段階、職務の等級による加算措置

- 役職加算5%～20%加算

備考 ( )内は、再任用職員の支給割合です。

②退職手当

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度	47.709月	47.709月
その他 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
一人あたり 平均支給額	4,624千円	19,698千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ③地域手当

支 給 対 象 地 域	全地域
支 給 率	6%
一人当たり平均支給月額	19,588円

備考 平均支給月額は、令和3年度決算額を令和2年4月の職員数で除したものです。

## ④特殊勤務手当

支 給 実 績	9,193千円
支 給 職 員 の 割 合	23.8%
一人あたり平均支給月額	7,898円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の患者（保菌者）の住宅及び付近一帯の消毒作業の業務	1回300円
危険手当	一般行政職	道路上で従事する現業業務	日額140円
市税徴収手当	税務職	常時市税の徴収業務	日額140円
税務調査手当	税務職	土地、家屋、所得、償却資産等の調査業務	日額140円
不快手当	一般行政職	塵芥の収集及び処理に伴う業務	日額1,000円
火葬業務手当	一般行政職	靈柩車の運転及び斎場に従事する職員	日額1,000円
運転手当	一般行政職	自動車の運転業務	日額140円
現業員手当	一般行政職	福祉課の現業業務	日額80円
消防手当	消防職	消防吏員	日額80円
火災等出動手当	消防職	火災・その他災害の警戒及び救助のための出動	1回450円
機関員出動手当	消防職	火災・その他災害及び救急、救助のための消防車両の運転業務	1回100円
救急出動手当	消防職	救急、救助のための出動（気管挿管を行うことのできる救急救命士の場合）	1回450円
		救急、救助のための出動（薬剤投与を行うことのできる救急救命士の場合）	1回350円
		救急、救助のための出動（その他の救急救命士の場合）	1回300円
		救急、救助のための出動（救急救命士以外の場合）	1回200円

備考 1 支給割合は、令和4年4月の状況です。

2 平均支給月額は、令和4年度決算額を令和2年4月の支給職員数で除したものです。

## ⑤時間外勤務手当

令 和 4 年 度 決 算 額	105,687千円
職員一人あたり平均支給月額	22,185円

備考 平均支給月額は、令和4年度決算額を令和4年4月の職員数（管理職手当受給職員を除く。）で除したものです。

## ⑥その他の手当

区分	内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 …… 6,500円</li> <li>・子 …… 1人につき 10,000円 (15歳から22歳までの子 1人につき5,000円加算)</li> <li>・父母等 …… 1人につき 6,500円</li> </ul>
住居手当	・借家・借間居住者 …… 12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 …… 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給</li> <li>・交通用具利用者 …… 通勤距離に応じ、最高31,600円</li> </ul>

## (9) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当	退職手当
給料	市長 906,000円	6ヶ月期 1.55月分 12ヶ月期 1.75月分 計 3.30月分	給料月額×在職年数×500/100
	副市長 761,000円		給料月額×在職年数×350/100
報酬	議長 481,000円		
	副議長 441,000円		
	議員 417,000円		

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの）

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00～13:00

## (2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次有給休暇	1年につき20日付与
ボランティア	1年につき5日以内の期間
結婚	連続7日以内の期間
産前産後	出産予定日前8週間に当たる日（多胎妊娠の場合は14週間に当たる日）から出産日後8週間を経過する日まで
育児時間	1日につき2回各30分以内の期間
出産介添	3日以内の期間
子の看護	小学校就学前の子が、1人であれば1年につき5日以内の期間、2人以上は1年につき10日以内の期間
介護	要介護者が、1人であれば1年につき5日以内の期間、2人以上は1年につき10日以内の期間
忌引	親族の区分により1日から7日までの期間
夏季休暇	1年につき5日
リフレッシュ	勤続10年経過後に2日、20年経過後に3日、30年経過後に5日

## (3) 育児休業等取得者数

区分	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	4人	3人	0人
女性	21人	12人	3人

## 4 職員の分限及び懲戒の状況

## (1) 職員の分限処分の状況

職員の意に反する降任・免職・休職の状況

区分	免職	降任	休職	計
勤務実績の不良	0人	0人	/	0人
心身の故障	0人	0人	20人	20人
適格性欠如	0人	0人	/	0人
廃職又は過員	0人	0人	/	0人
刑事事件起訴	/	/	0人	0人

備考 斜線欄は、地方公務員法において左欄の事由による処分規定のないものです。

## (2) 職員の懲戒処分の状況

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人	0人

## 5 職員の服務の状況

営利企業等への従事許可の状況

区分	件数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ねるもの	0件
② 自らの営利を目的とする私企業を営むもの	0件
③ ①及び②を除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	3件
計	3件

## 6 職員の研修の状況

## (1) 研修の状況

区分	主な研修名等		受講者数
一般研修 (職員の職歴等に応じた知識や技能を習得する研修)	新規採用職員、一般職員(前期・中期・後期)、係長(新任)、課長補佐、課長、部長		150人
専門研修 (職員がより高度で専門的な知識又は能力の修得を目指す研修)	単独研修	人権問題学習講座、人権問題の講演、メンタルヘルス	171人
	派遣研修	地方自治法、民法、地方税(民税)、行政法基礎、リスクマネジメント	253人

## (2) 勤務成績の評定の概要

目的	客観的かつ公正に職員の職務活動を評価することにより、職員の能力開発を促し、評価結果に基づく適材適所の職員配置等を行い組織の成長と発展に資することを目的とする。
制度の概要	部長級、課長級10項目の評価要素に対して、自己評価、第1次評価及び第2次評価を5段階で評価する。
評価基準日	令和4年12月1日
評価期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
対象者	全職員

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金）

区分	金額	一人当たり負担額
愛知県都市職員共済組合	1,173,836,511円	982,290円

## (2) 職員互助会負担金（津島市職員互助会に関する条例（平成8年3月29日津島市条例第1号）により設置された団体に対する負担金）

金額	会員数
3,971,825円	963人

備考 会員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

## (3) 財産形成貯蓄

職員の財産形成を促進することにより、生活の安定と福祉の向上を図るため、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、次の財産形成貯蓄制度による計画的貯蓄を推進しています。

- ・財産形成貯蓄（一般財形）
- ・財産形成住宅貯蓄（財形住宅）
- ・財産形成年金貯蓄（財形年金）

## (4) 安全衛生

## ①安全衛生管理の概要

津島市職員安全衛生管理規程（昭和60年6月21日津島市訓令第5号）の定めるところにより、職員の安全や健康を確保するための諸施策を推進しています。

## ②健康診断の実施状況

区分	受診者数
一般定期健康診断 (人間ドックを含む)	1,135人
特別定期健康診断	301人

## ③健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るために、産業医により健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防・治療対策についての保健指導を行っています。

## (5) 職員の災害補償

## ① 公務災害認定件数

負傷			
職務遂行中	出張中	その他	計
3件	0件	0件	3件

## ② 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	計
2件	0件	2件

## ③ 公務災害基金負担金

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金として8,006,442円を負担しました。

## ○令和元年度における津島市公平委員会の業務の状況について

## 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条から第48条までの規定に基づき、公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求をすることができます。

前年度からの繰越 A	0件
新規要求 B	0件
年度中取扱い (A+B)	0件
年度中終了 C	0件
次年度への繰越 (A+B-C)	0件

## 2 職員に対する不利益な処分についての不服申し立ての状況

職員は、地方公務員法第49条から第51条の2までの規定に基づき、公平委員会に対し、不利益処分についての不服申立てをすることができます。

前年度からの繰越 A	0件
新規要求 B	0件
年度中取扱い (A+B)	0件
年度中終了 C	0件
次年度への繰越 (A+B-C)	0件
再審請求事案	0件

問合せ先  
津島市役所  
市長公室人事秘書課（人事秘書グループ）  
電話（0567）24-1124